

## 【別紙 2】

### 情報セキュリティ対策特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、南城市（以下「甲」という。）も情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

#### (守秘義務)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (機密保持義務等)

第3 乙は、個人情報と善良な管理者の注意をもって管理し、個人情報の破壊、または改竄をしてはならない。

2 乙は、特定個人情報を事業所内から持ち出してはならない。ただし、甲の書面による事前承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は個人情報を、本業務遂行の目的以外に使用してはならない。

4 乙は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、乙として必要な最善の安全対策を講じなければならない。

5 乙は、本業務の終了時、若しくは甲から返還の要求があるときは、甲の指示に従い個人情報を含む資料（その複製物を含む）を甲に返却、または廃棄するものとし、その後一切の個人情報を保有しないものとする。

#### (個人情報の開示制限)

第4 乙は、甲の事前の同意なく、本業務を遂行する範囲を超えて個人情報を他に開示もしくは利用してはならない。ただし、次に示す各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

(3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(4) 第7条第1項に基づき丙に本業務を再委託する場合

#### (業務の報告)

第5 甲は、本業務における個人情報の利用、管理状況について乙に報告を求めることができる権限を有する。乙は、甲から報告を求められた場合、本契約に規定する事項の遵守状況及び甲からの指示事項について、すみやかに甲に書面により報告を行うものとする。

(監査)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は、南城市個人情報保護条例（令和5年南城市条例第1号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることがきるものとする。